

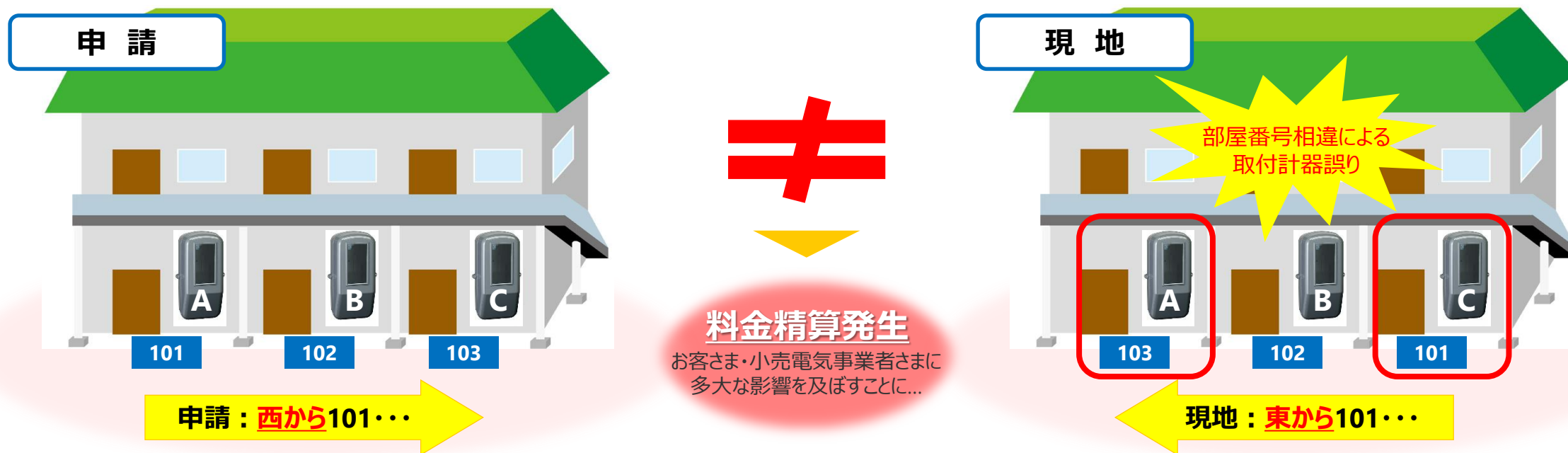
# 集合住宅における部屋番号のご申請について (お願い)

2019年4月

# 1 | 集合住宅における部屋番号のご申請について

1/1

- 集合住宅の新設申込みにあたりましては、以下の点に十分ご留意のうえでご申請くださるようご協力をお願いいたします。



- 申請内容に基づき、101号室にA計器、103号室にC計器を取付したところ、**部屋番号相違**により、現地は101号室にC計器、103号室にA計器が取付されたことになり、現地と弊社登録情報の相違による料金精算が発生しています。
- 弊社では、しゅん工調査時に部屋番号表示（プレートなど）が無い場合、現地にて申込者さまに確認させていただきますが、ご認識誤りなどにより、後日、部屋番号の相違が判明するケースもございます。
- 本項目を含め、お申込み内容につきましては、**お客さまの電気料金に係る重要な項目**となりますので、よくお確かめのうえでご申請くださるようご協力をお願いいたします。【例】部屋番号や方角が記載された「施主さま作成の図面」を添付いただく等